## 医科点数表第2章10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

区分1に	分類される手術	手術件数 (件)
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	(
イ	黄斑下手術等	(
ウ	鼓室形成手術等	(
エ	肺悪性腫瘍手術等	(
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	(
区分2に	分類される手術	手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	1 1111 30
<u></u> イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
<u>/</u> エ	尿道形成手術等	
<u>ー</u> オ	角膜移植術	
カ	肝切除術	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	
区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	(
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	(
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	(
エ	母指化手術等	(
オ	内反足手術等	(
カ	食道切除再建術等	(
キ	同種死体腎移植術等	(
<b>□</b> Λ Λ		
区分4に	分類される手術の件数	手術件数
	胸腔鏡・腹腔鏡を用いた手術	33
その他の	区分に分類される手術	手術件数
人工関節置換術		
乳児外科施設基準対象手術		(
ペースメ	一カー移植術及び	
ペースメーカー交換術		
冠動脈、	大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しない	
ものを含む)及び体外循環を要する手術		
経皮的記	受動脈形成術	
経皮的記	受動脈粥腫切除術及び	
経皮的記	<b>団動脈ステント留置術</b>	